

令和6年5月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

定額減税② 「給与等の源泉徴収事務に係る所得税の定額減税のしかた」

前回に引き続き定額減税についてご紹介しますが、今回は給与等を支払う際の源泉所得税についての具体的な事務処理の方法などをお知らせ致します。

[1] 給与所得者に対する定額減税

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)に対して、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、令和6年6月1日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務(以下「月次減税事務」といいます。)を行います。

[2] 月次減税事務の準備

① 控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、甲欄適用者である居住者の人(以下「基準日在職者」といいます。)が月次減税事務の控除対象者となります。

<基準日在職者に該当しない人の具体例>

R6.6.1 以後に支払う給与等の源泉徴収において扶養控除等申告書を提出していない人(乙欄、丙欄)

R6.6.2 以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人

R6.5.31 以前に給与の支払者のもとを退職した人、出国して非居住者となった人

② 同一生計配偶者及び扶養親族の数の確認

最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書等により同一生計配偶者の有無と扶養親族の人数を把握します。

同一生計配偶者…控除対象者と生計一の合計所得金額48万円以下の配偶者(青色事業専従者等を除く)

扶養親族…所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

※扶養控除等申告書に記載がない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族については、控除対象者から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けることで計算の人数に含めることができます。

③ 月次減税額の計算

月次減税額は「本人3万円」+「同一生計配偶者・扶養親族の数×3万円」の合計額です。
具体例

<同一生計配偶者…有 扶養親族…2名>

3万円(本人分)+3万円×3名(同一生計配偶者・扶養親族分)=12万円(月次減税額)

[3] 月次減税額の控除

給与所得者に対する定額減税は、令和6年6月1日以後に支払う給与又は賞与のうち、支給日が早いものについて源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税の相当額(以下「控除前税額」といいます。)から順次、月次減税額を控除することとされています。

具体例

<①月次減税額…12万円 ②控除前税額…6月給与2万円、6月賞与9万円、7月給与3万円の場合>

6月給与 ①12万円>②2万円 ⇒ 月次減税額2万円、源泉徴収税額0円

6月賞与 ①12万円-2万円=10万円>②9万円 ⇒ 月次減税額9万円、源泉徴収税額0円

7月給与 ①12万円-2万円-9万円=1万円<③3万円 ⇒ 月次減税額1万円、源泉徴収税額2万円

8月給与 控除できる月次減税額はありませので、従来の方法により源泉徴収税額を算出します。

定額減税についてより詳しくは国税庁HPなどよりご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>